

修 繕 請 書

1 目的物の名称

2 修繕を行う場所

3 修 繕 内 容

4 完 了 期 限 年 月 日

5 契 約 金 額 金 円
(うち消費税額及び地方消費税の額 円)

上記のことについて、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）に基づき、契約を締結しましたので、次の事項を遵守いたします。

- (1) 目的物について、貴県の指示する箇所を貴県の指示に従い修繕し、検査を受けること。
- (2) この契約の履行に際して請人の責めに帰する理由により貴県又は第三者に損害を及ぼしたときは、請人がその損害を賠償すること。
- (3) 役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (4) 天災その他やむを得ない事由により、請人が完了期限までに本件修繕を完了することができないときは、その都度遅滞なく、当該遅延の理由、延長希望日数等を詳記した期限延長の申請書を貴県に提出すること。
- (5) 本件修繕を完了したときは、修繕完了届を提出し、請人が立会いの下、検査を受け、当該検査に合格した後引渡しをすること。
- (6) 貴県及び請人双方の責めに帰することができない事由によって目的物の修繕を完了することができなくなったときは、貴県は支払を拒むことができること。ただし、貴県の責めに帰すべき事由によって目的物の修繕を完了することができなくなったときは、貴県は支払を拒むことができないこと。この場合において、請人は、目的物を修繕することを免れたことによって、利益を得たときは、これを貴県に償還すること。
- (7) 契約金額は、貴県の検査終了後に、請求すること。
- (8) 請人の責めに帰する事由により、納入期限までに目的物を修繕することができないときは、遅延料として遅延日数1日につき契約金額の1000分の2に相当する金額を納付すること。
- (9) 完了期限まで若しくは完了期限後相当の期間内に、請人が本件修繕を完了しないとき若しくは完了しないことが明らかであると貴県が認めたとき、請人が貴県の行う検査の執行を妨げたとき又は請人がこの請書の各号のいずれかに違反したときは、いつでもこの契約を解除せられ、請人が契約保証金の納付を免除されているときは、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付すること。
- (10) 修繕した目的物がこの契約の内容に適合しないものである場合において、貴県がその不適合を知ったときから1年以内にその旨の通知をした場合は、契約不適合の責任を負うこと。
- (11) この契約の締結に要する費用及び目的物の納入に至るまでに必要な全ての費用は、請人が負担すること。
- (12) この請書及び岡山県財務規則に定めがない事項で必要があるとき並びにこの契約について紛争を生じたときは、貴県及び請人において協議して定めること。

年 月 日

岡山県知事

殿

請人

住所

氏名

印